

◎淀川右岸水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

制 定 令 5. 3. 29 条例1

(趣 旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用 語)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求にかかる手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、実費の範囲内において、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(施行の細目)

第4条 法及び施行令で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。